慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 小売商習慣と公設市場 |
| Sub Title | |
| Author | 根本, 清六 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1919 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.10 (1919. 10) ,p.1341(91)- 1356(106) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191001-0091 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

夕刊四頁　朝刊八頁

日本一の時事新報

一番品位が好くて信用あり　一番記事が多く
一番面白く　一番賑やかで　一番正確且敏活で
最近殊に面目一新　讀者日に激增しつゝある

日本に新聞紙多しと雖も時事新報の如く創刊以來茲に三十八年、終始獨立不羈にして主義主張を枉げず持志を變へず又題號をも改めたることなき純潔の歴史を一貫し同時に内外に深厚なる信用を有するものは他に之れあらず

東京　時事新報社　各地に取次店あり

雜錄

# 小賣商習慣と公設市場

根本清六

## 一

先年、農商務省にて小企業の資金調達の狀況に關して、これを次の五項に分ち、(一)小企業者は如何なる機關に依りて資金の融通を仰げるや、(二)小企業者資金融通に關する金利、條件及特殊の習慣、(三)小企業者に對する産業組合の資金融通の現況及其方法並に効果、(四)資金融通上小企業者の最も不便とする事項、(五)その他參考となる可き事項に就て、その調査を全國各地の商業會議所に委囑せることあり、但し、所謂、小企業者とは各商業會議所在地に於て、その議員選擧權を有せざるものを大體の標準としてのことなりし、これに就て、東京商業會議所外五十四所は各その回答をなしたり、その中に於て、代表的都市たる東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋以上六會議所の回答は、何れも大同小異なるが、今、試みに第一項に就て東京商業會議所が、市内各商工業組合にその調査を委囑してこれが回答を綜合したるものを擧くれは、凡そ小企業者の資金調達法としては(イ)手形を發行するもの、(ロ)商品の借入に依るもの、(ハ)原料品の借入に依るもの、(ホ)製品供給の豫約にて資金の融通を得るもの、(ヘ)高利貸に依るもの等ありて、實際行はるゝはこの六種中の一又は二三を合せたるものに歸着するが、就中、イ項の手形發行に依るものは、比較的信用豐にし

て、比較的豐裕なるものゝみ、能くこれを實行し得るに止まるが故に、實際上は頗る少數にして、他の大多數に在りては(ロ)商品の借入に依るもの、(ハ)原料品の借入に依るもの、(ホ)製品供給の豫約に依るものゝ三項に局限せらるゝの狀に在り、從て本稿の主題たる小賣商人の資金調達法としても、實にこの程度の上に出つるものにあらずして、換言すれば、本邦固有の小賣商習慣は、この事實を考量に入るゝことなくしては、遂に正當なる諒解を得る能はざる可し。

乃ち、本邦の小賣商人、就中、都市の小賣商人の資金調達法としては、商品延仕入の樣式に據るものを原則とし、亦、その販賣に當りても主として掛賣の式を採るが故に、この間を調節する問屋業と、本家、主家の勢力は頗る偉大にして、大多數の小賣商人は全くその手を離れて

は、如何ともなすこと能はずして、進退谷まらざるを得ず、而も、問屋業、又は本家、主家との交渉に於ても、結局は信用の問題にして、信用にして、充實せば、その運用さまで困難なることもなしと雖も、亦、同時に考慮を要するものは、延取引そのものの得失に在り、茲には主として延取引の缺陷とも認めらる可きものを指摘するに先ち、順序として、小賣商人の賣上金なるものに關して、少しく説明せむとす、吾人の見る所を以てすれは、小賣商人の賣上金なるものは、尠く共、資本、金利、保險料、營業費人事的報償、利潤の六分子を合せて構成せるものとなす可し、乃ち、資本とは云ふまでもなく仕入値段にして、金利はこれを二個に別つを便とす、甲は仕入値段中に加算せらるゝ部分にして、仕入値段はこれが爲めに幾分の嵩みを生す

保險料とは賣掛金の回收不能率を豫算して、初めより賣掛金中に配賦するものにして、營業費に至りては深く説明するの要なし、若し夫れ、人事的報償とは如何なるものなりやと云ふに、凡そ本邦の小賣商人に於けるが如く、純經濟的領域を逸して、購買者の家庭に出入しこれと人事的交渉の密接なるものはあらず、天炎人厄・吉慶、移轉、旅行に會する毎に悉く購買者の家庭に參趨して、その意を迎えさるはなし、而も、小賣商人と雖も、素より利潤を目的として營々たるものなる以上、これ等の驚く可き忠實を以てする人事的勞務が結局何物かの形に於て、その賣上金中に混入せらるゝの形跡あるは決して否定す可からず、吾人が假りに人事的報償と命名するものこれなり、最後の利潤は以上五種の單なる投資回收に過きざるに反して、實に純所得の要目たして、その收益率の厚薄こそ異なれ、

全くこの要目を加へさるものは勿論あり得可からざるなり、果して然らば、かくまでに複雜せる分子を交へて成れる賣上金なるものは斷して低廉なるの理ある可からずして、その不廉なる原因の中心をなせるものは、かの人事的分子の餘りに濃密に過ぐるの點に歸して毫も差支なきが如し、既に人事的分子を多量に含み、從てその關係は主觀的に傾くを免れざるが故に、その賣上金額も、換言すれは收益率も購買者の異るに應して、これを二三にするの宿弊あるを掩ふ可からず、かの店頭の電話を使用するもの、如き、此微々たる些事にても彼等を累するもの、如き、獨り頗る得意の色ありと雖も、奚んぞ知らむ、悉く賣上金中に加算せらるゝを知らずや、況むや、小賣商人の習慣として、恰も政府が國民の所得に應して稅を課するが如く、購買者の經濟狀態に準して、その賣値を都合するが如き

は實際に行はるゝ所なるをや。

以上の立論は素より通俗一遍の說にして、何等科學的に組織したるものにあらず、亦、これに關しては本誌八月號に於て氣賀教授の『物資配給上の失費』と題せる雄篇、能くその間の消息を道破せるものあるを以て、僅かに所懷の骨子を示すに止め、次て、本邦小賣商人の商習慣として、人事的分子の濃密なると併せて考ふ可きは、その取引樣式が概して銘柄賣買なるの一事なりとす、乃ち小賣商人が購買者の軒頭に立ちて、賣買の約束をなすや、勿論その全部にはあらざるも、主として銘柄賣買にして、購買者は一々現品に就て、これを檢定したるの上に決するにあらず、亦、見本を審査したるの結果にもあらず、目錄と單價とを基礎とする銘柄賣買に過きず、尤も時としては注文に著しく相違するの故を以て、約束の變更せられ又は破棄せらるゝことあり、或は營業の種類によりては現物又は見本を明示するものもなきにあらずと雖も、原則としては銘柄賣買なりと云ふを妨けざる可し、乃ち、一言にして本邦小賣商習慣の特徵を示せば、その支拂は延取引にして、その行動には尠からざる人事的分子を加味し、而してその賣買の交渉は一に銘柄を以てするに在り。

## 二

凡そ、物資需要供給の投合を簡易にし、需要者乃ち消費者と、供給者乃ち生產者との距離を接近せしむるの要あるは勿論にして、特に物價躍騰の斯の秋に方りて然りとなす、乃ち、當面の使命を帶べる公設市場の頻りに要求せらるゝ所以にして、吾人の主として說かむと欲する所も、亦、その邊の事に外ならずと雖も、本論に入るに先り、再び小賣商習慣に就て、一言の



の問屋業又は本家、主家との關係は如何と云ふに、小企業者を中心としてこれを見れば、問屋業の發生は、生產者と小企業者との間に介在して、相互に直接取引をなすの（イ）煩累を減し、（ロ）危險を免れ、（ハ）信用上の齟齬を疏通し、安むして取引をなさしむるの機能を有するの外に、別にその必要を認めらるゝものなり、乃ち小企業者は問屋業のあるありて初めて、その資金調達の途に就くを得ること前回說明したるが如くにして、從て、この意義よりすれば問屋業は一種の資本家にして、且つ企業家を兼ぬるものと云ふ可し、玆を以て、交通機關の發達、信用制度の整備、產業組合の活動、公設市場の遍布等は何れも悉く生產者と、消費者との接近にあらざるはなく、換言すれば仲介機關たる問屋業の衰滅を招くものにして、かくの如きは果して慶す可きや、否やは別個の問題とするも、兎も角も、若しかくの如きことあらば、先つ絕大の打擊を蒙るものは吾人の玆に說かむとする小企業者、就中、小賣商人ならざる可からず、何となれば小企業者は何れもその原料及商品の仕入れに際して、問屋業と延取引を行ふのみならず、時としては金錢の融通をもこれより受くるものあり、これを以て營業の基礎となすもの比々然らざるはなければなり、凡そ、問屋業者は小企業者に對して（一）物資を貸付くるものあり（二）製品を買上くるものあり、（三）或はこの兩者を併せ行ふものあり、これ皆な商品物資の融通に止まると雖も、一歩を進めて金錢の前貸をなすものあり、一方、小企業者は或意味に於けるこれ等の恩澤の下に、兎も角も圓滑にその經濟的行爲を繼續しつゝあるなり、尤も、價格變動の激甚なる商品、例へは米穀、石油、砂糖、肥料綿絲等の如きは一般に現金取引習慣なれ

共、概觀的に延取引となすを妨げず、今、主として延取引の缺陷と認めらる可きものを列擧すれは、第一仕入値段の嵩むことにして、從て不本意乍らも高賣値を餘儀なくせしめらるゝことなきにあらず、而も廉賣を敢行せむかその利潤は頓に減却するを如何にせむ、勿論、延取引にして別に利子を徵せざる以上、延期間に於ける利子をその代金中に加算するは當然なりと雖もその代金中には通例として代金回收不能に對する保險料その他をも包括せることは、恰も小賣商人と消費者との場合に準ず可し、第二は融通者たる問屋業に拘束せられて仕入品目及品質並に數量撰擇の自由を失ふことにして、これが爲めには時としては賣買の調節を失し、濤資なる小企業者は資金固定の爲め一層の困難に陷ることなきにあらず、第三は動もすれはその横暴に苦しめらるゝことにして、問屋業と小企業とは往々にして、本邦固有の師弟又は主從的因緣に在るが故なり。

これに反して、問屋業者と雖も同業者間の競爭激甚の結果、しかく有利の地位にのみ安座すること能はさるに至り、代金の回收も或程度までは寛大ならざる可からず、延歩を求め又は損失保險料を加算することも次第に困難となれり若し强てこれ等を求むれは、小企業者は彼を去て他のこれを求めざる所へ趨り、又は延仕入したる物資の代金を彼に支拂はらずして、却てこれを以て轉して他の所より現金仕入をなすの結果となり、何れにしても問屋業側の不利は免る可からざれはなり、但し、現金取引の場合には、歩引と稱して幾分の割引をなすことあり、例へは利子相當額を控除するものあり、或は二、三分乃至六、七分引のものあり、賣買品格の如何と、同業者間の習慣如何とに依りて必ずしも一定せず、而も大體の基礎が延取引にあることかくの如くなる以上、偶々、現金仕入をなすものありと雖も、問屋業側にては却て計理上の混亂を招くの虞あるのみ敢てこれを喜ぶの色あることなし、茲に於てか知る、本邦都市の小賣商習慣としては、遂に延取引の範圍を脱出することを能はざるを。

## 三

先きに吾人は、小賣商人の示す賣上金の不廉なるの理由の一として、人事的分子の餘りに濃密に過くるの一事を以てその最大なるものとなせり、寔にこの一事に就ては何等の異議ある可からずとして、而も、更にこれより大なる理由としては、本邦に於ては未だ小企業者に適當なる金融機關の設備もなく、從て小企業者が日常蒙る所の金融上の不利益は悉くこれを擧けて消費者の頭上に轉嫁するの一事なることを看過す可からず、今、賣上金に轉嫁する利子の低廉ならざるを立證するの目的を以て、暫く、都市小企業者の金融機關に就て說明するの無益ならざるを認む、乃ち、都市に於ける資金は常に經濟界の上、中層にのみ淹滯して下層に流動するもの尠く、甚しく資金分布の普遍を缺けるの事實あり、下層金融機關としては、これを總括して系統的に觀察すれは(一)因襲的機關——問屋業——暖簾分讓制度、(二)營利的機關——銀行業——信託業——貯金業及債券業——質屋業——金貸業、(三)共濟的機關——產業組合——特に信用組合——無盡講——無盡業、の三大綱目に分類せらる可く、又この外に(四)國家的機關——貯金事業——簡易保險事業を加ふるも不可なし、これ等の中に在りては、因襲的機關たる問屋業の融通と暖簾分讓制度とを以て、最も有力なるものと認めて差支なしと雖も、而も、この兩樣

式たるや他の純然たる金融機關と異りて直接に資金融通の衝に當るものにあらざるが故に、假令、時としては金錢の授受を行ふことあるも、その數量を計算すること頗る困難なりとす、それに次て有力なるは無盡講及び無盡業なれ共、無盡の融通は人も知る如く、その入札に據るものは金利を嵩み易く、抽籤を用ふるものは動もすれは商機を逸し易し、銀行業、信託業に至りてはこれに融通を望むもこれを得可からず、又これを得るもその事容易ならざるなり、これに反して、貯金業及債券業はその取扱ふ金額左迄多大に上らざるにもせよ、その勢力は決して無盡講及無盡業に遜らず、又その樣式も無盡に酷似せるか故に、これを以て無盡の變態となすも異議あることなし、而して產業組合、殊に信用組合は、その性質としては極めて重要なる意義を小企業の上に有するものなれ共、地方農村に大なる發達を遂げつゝあるに反して、都市小企業の機關としては、その成績殆むと數ふるに足るものなく、僅かに大正六年七月八日法令改正の結果、一脈の希望を存するのみなりとす、最後に、質屋業、金貸業は奪ふ可からさる潛勢力を保持すと雖も、純然たる資金としてはその成績も大に疑なき能はす、小企業者の爲めに適當なる金融機關の設備なく、特に都市小賣商人の如きは、これが爲めに蒙る所の不利不便尠からざるはこれを以て知る可きなり、勿論、小賣商人と雖もその全部が必すしも薄資又は無資なるにあらず、世間には企業そのものゝは頗る小規模なるも、企業者その人は富裕なる生活をなし、その企業は單なる銷閑的、乃至副業的に過きさるものあり、これ等は初めより資金の問題に觸るゝものにあらず、唯、都市小賣商人はその資金を調達するに當りても、專ら因襲に依りて、



問屋業又は曖昧分讓制度と云ふが如き、銀行以外の比較的不完全なる諸種の機關に委せられ、その狀恰も文明の德澤たる金融機關の圈外に放棄せらるゝが如きものなしとせず、而も社會發達の大勢と共に、生活問題、同業者間の競爭問題は、陸續として彼等を窘迫するのみならず、資本主義的生產の趨勢は、その存在を脅して已まず、素より總般の小企業が悉く大企業の爲めに壓倒せられて、敗亡の運命を免れざるが如く疾呼する社會主義者の所說は、何等の深き根底をも有せず、一の杞憂たるに止まる可しと雖も、尠く共、安定せる金融機關を背後に有せざる小企業者が、大資本を擁する大企業者に壓せられて、大に困惑の色あるを疑ふ可からず、玆を以て、小企業者が更に何物かの新機關を要望するか、或は現在機關の改善を欲求するかは當然の事態なれ共、かくの如きは本稿の目的にあらざるが故に、悉くこれを省略し、唯、彼等の希望する所を事實より歸納して列擧するに止め、以て如何に金融上の不利益が賣上金の決定に禍するかを示すに資せむとす、乃ち、その希望と苦痛とは頗る多岐多樣なれ共、これを綜合すれは要するに、（一）銀行、信託業、產業組合の利用意の如くならざること、（二）對人信用機關なきこと、（三）製品、機械等の動產貸付なきこと、（四）少額資金の簡易貸付機關なきこと、（五）金融上の適當なる仲介機關なきこと、（六）團體無擔保貸付範圍の狹少なること、（七）延賣の爲め資本回轉の敏活を缺き、時としては全く回收不能に陷ること、（八）利率高き爲め營業費嵩み利潤はこれが爲めにその限度を狹めらるゝこと、（九）利子拂に追はるゝこと、（十）問屋業の橫暴に苦しむこと、（十一）本家、主家との關係日を追ふて純利的に傾くこと（この項に關しては、三田評論五月號及六月號拙稿主從

制度の動搖と徒弟問題參照）、（十二）倉庫業者がその門戸を開放せざること、（十三）保險業の發達は小額資金の涸渴を來し、小企業者はこれが爲めに苦しめらるゝことの十三項なるが如し、吾人はこの全部に就て悉く同意するものにあらず、兎も角も、掲けて以て參考に資するのみ。

## 四

小賣商習慣の現狀果してかくの如しとせば、公設市場の使命と、その期待とか何れの邊に在るかは多く說を須ひすして、自ら釋然たるものあらむ、況むや、物資の價格しかく騰貴せず、從て國民生活の安定も容易に維持せられし頃に於ては、殆むと學者の研究題目たるに止まるの觀ありし公設市場が、客秋の米穀騷擾を期して倏忽として出現せる所以に至りても亦然りとなす可し、世間にては公設市場に反對の意見を懷持するもの尠からず、吾人も素より市場の全能力を謳歌するものにあらずと雖も、亦、同時にその反對說なるものが極めて薄弱なるを否定せざる能はす、誠に反對說の內容を分類すれは、大凡これを（イ）心理上より、（ロ）風俗上より、（ハ）經濟上よりの三大目となす可くして、これを（イ）心理上よりするの說に曰く、公設市場の或者は寄附金より成立するが故に利用者の自尊心を害ふ可しと、然れ共、吾人はこれに同意すること能はす、何となれは、公園、公會堂、圖書館、病院、學校其他の公營物中その或者は實に寄附金より成立するものにあらずや、僅かに形而上と形而下との差あるのみ、精神はこれを受けて、物質はこれを峻拒するの理由那邊にありとなすや、次て曰く市場は役人風なりこれ快とする所以にあらすと、然れ共、生產者か消費者に對して叩頭佞從したるの時代は去れるを奈何せむ、而もかくの如きは單なる感情論に過きす、これを（ロ）風俗上よりするの說に曰く、買出しは不便なり、婦人の平常服外出は不能にして、一々服を改むれは金錢と時間とを徒費せむと、而も女中にては智能足らすと、これ亦、生活を簡易にし手續を輕捷ならしめむとする時代思潮と、相合せざるの說にあらすして何ぞや、或は曰く留守居なきことありと、又曰く戶締の煩累に堪えすと、かくの如きは隣保數軒聯合せは可なり特に有力なる理由となすに足らす、次て曰く自身持歸りは不都合なりと、これ全く虛榮の沙汰のみ、更にこれを（ハ）經濟上よりするの說に曰く、內職を有するものは得失相殺して却て損耗に歸す可し、吾人はこれに同意すること能はす、何となれは如何なる種類の內職と雖も、四六時中を撤してこれを續行するものは斷してある可からず、必ずや、其處に幾何かの勞力と時間との餘剩なかる可からざれはなり、又曰く配達料を徵せらるゝが故に不可なりと、これ實に程度の問題にあらずや、かの小賣商人の如きが、假令、配達料を徵せざるにせよ、これを徵すると等しきか、乃至は、これを徵するより以上の額を賣上金中に加算するの事實を眞とせば、かくの如きは自然消滅に歸す可き性質の反對說なり、況むや、この點の如きは市場の財力にして充實せは、その改善頗る容易なるものあるをや、又曰く、全く掛賣せずして一切現金拂なるは不都合なりと、この說に對しては本稿の初めに詳述せる所なるを以て深くこれを評せざるも、唯、かくの如きは公設市場の特長にして、市場はその性質として當然かくあらざる可からずとのみ云はん、而も以上（イ）心理上よりするの說、（ロ）風俗上よりするの說、（ハ）經濟上よりするの說の一部は、共に偶然にも、これ皆小賣商人より乘せられつゝある所にして、乃

ち、現在の小賣商習慣の宿弊を以て、公設市場を不可とするの理由となし、亦、市場の弱點となすは一奇と云ふ可し、更に（八）經濟上よりするの說に亦曰く、その賣上金にして三、四割低廉なれは兎も角も、五分又は一割程度にては人心を繫くに足らすと、曰く品物僅かにして選擇の便を缺くと、曰く品質も劣等なりと、曰く結局利用者尠しと、かくの如きは單なる議論の範圍を脫して事實の問題ならざる可からず、尠く共、信憑するに足る統計の上に立論せられざる可からず、これに反して如何なる反對論者と雖も、公設市場の效力として閑却す可からざるものは、市場の存在するが爲めに尠く共その附近に於ける一般小賣商人の跳梁を牽制するの一事なるが如し、吾人も亦素より大にこの點を市場の效益として推重するのみならず、時としては單にこの一事のみにても、公設市場はその出現の意義を空うせすと云はむと欲す。

## 五

前回數項に亘りて小賣商習慣と公設市場とに關する概論を試みたるが故に、更に一歩を進めて公設市場の實際的方面に就ても語る所なかる可からず、而も、本邦に於ける公設市場は猶創痍の際に在りて、これが充分なる研究の資料を供提すること能はざるは頗る遺憾とする所なれ共、事情已を得ざるを以て、玆には主として東京日用品市場協會の經營する、新宿、中澁谷、品川、寺島、日暮里、瀧野川、西巢鴨、下澁谷の八公設市場に就て、これが概況を示すに止めむとす。

東京日用品市場協會は、世人の周知する如く客秋の穀價騰擾に際し、大方の義捐金を募集せる中より、一部の交附を得てこれが基金となしたるものにして、その組織は目下財團法人設立の申請中に屬すれ共、素より一時的の經營にあらずして、永くその施設を繼續すること勿論なるが、一定期間の後に在りては、經常收入たる店舗賃貸料、物資調達斡旋料、其他を以て經營費に充當する筈にして、先つ東京市の內外に十數所の市場を開設し、更に資金の充實と共に、これが增設をなす可しと、現に販賣しつゝある品目は各市場によりて多少の差異あれ共、概ね外國米、朝鮮米、醬油、味噌、鮮魚、鹽干魚、牛肉、豚肉、鷄卵、雜穀、乾物、砂糖、野菜、果實、煮物、漬物、瓶罐詰、菓子、パン、麵類、茶、呉服太物、古着、洋品雜貨、荒物金物、綿及絲、傘履物類、陶磁器、硝子器、紙、文房具漆器、薪、木炭、炭團等にして、その品質と價格とに對しては苟も最善の注意を怠らざるは勿論、これが實行法としては店舗賃附の承認に當りて、（一）先つ生產者又は生產者の集團より採擇し、（二）生產者又は生產者集團の委託販賣をなすものこれに次き、（三）最後に一般商人其他中より市場の優良と認めたるものを選拔するの法に依れり、又、物資の品位は普通品とし中流以下の家庭に適合せむとするものゝ如し、販賣人に對しては仕入値段及販賣値を屆出とし、販賣以て利潤の率を監査し、販賣品目及價格はこれを公示せしむると同時に、市場自身も時としては生產者と特約して一定の物資を直接販賣することあり、今日に至るまてその成績の重なるものとしては、（一）客秋より本春を通したる木炭價格騰貴の應急策として、大林區署と交涉を遂けて巨額の買收を行ひ、一日平均五百俵を販賣したり、これが爲めに嚴寒期に於ける木炭價格躍騰の機勢を防止したるの效は、これを沒却す可からず、（二）客歲末十二日間主として廉價なる外國米の販賣を行ひ、細民部落の困難を緩和

したり、（三）米價調節の一策として初めには專ら東京（トンキン）米を、後には概ね朝鮮米を廉賣し、外國米食用の風を馴致したり、（四）牛肉の市價甚だ不廉なるを以て、これが應急策として青島產の牛肉を販賣したるに、偶々、市內牛肉商等が日本牛肉と稱して販賣するものは、純然たる青島產なるか、又はこれと少量の內地產とを混和せるものに過きず、全く日本牛肉と詐稱せるの事實を發見し、市場が正々堂々として青島產を公示するや、市內牛肉商の籌略一方ならず、立所に從來の好曲なる態度を改めたり、（五）從來市內にては鹽鮭の場違品を本場品と詐稱し、本場品の價格を以て販賣するの弊あること、前項の牛肉と類せり、市場がこれ亦カムサツカ產と正銘して鹽鮭、粕漬鮭の廉賣を行ふや、市價の低落したるのみならず、商習慣の改善上顯著なる效果を收めたり、（六）醬油、味噌に就ても高粱麴味噌も一貫目五十錢以下に、同醬油を一升三十二錢にて販賣せるに、市內商人の刺戟せられたることを掩ふ可からず、（七）日暮里市場は附近に細民多きを以て嚴重なる消毒を施したる古着を販賣したるに、經濟上及衛生上頗る有利なる效果を擧げたり、乃ち小賣商習慣中に潛める曲事を彈糺したるのみならず、一面に於ては假令幾何にもせよ市價を牽制したるの跡は歷々としてこれを數ふ可し。

## 六

更に各市場に就て、最近一個月間に於ける概況を示せば、その販賣高は新宿市場一萬四千四百六十八圓、中澁谷市場九千七百七十七圓、品川市場二萬一千五百三十圓、寺島市場四千四百五十七圓、日暮里市場六千九百二十七圓、瀧野川市場七千五百六十八圓、西巢鴨市場五千一百五十九圓、下澁谷市場二千九百八十圓にして、品川市場を第一とし、下澁谷市場を最尾とす、而も、後者は前者の約八分の一に過ぎざるを見る可し、次に各市場に於ける出入者の狀況を示せば、新宿、品川、の兩市場は中產階級、下層社會の婦人略相半し、中澁谷市場は俸給生活者の家族最も多く、寺島市場は女子小兒を使するもの大部分なり、而して、日暮里、瀧野川の兩市場は初めは主として細民のみなりしが次第に中產階級を加ふるに至れり、以上は何れも婦女多數なるがこれに反して西巢鴨下澁谷の兩市場は婦女の來るもの割合に尠しとは一奇となす可し、思ふに公設市場の趣旨が充分諒解せられざるの結果、これに出入するを以て士人の面目を害ふものとするの考、猶婦人の思想中に存するが爲めにあらざるなきか、又、一日間の入場者數は新宿、品川兩市場は多きは一千二三百名、尠きも七八百名を下らす、共に午後三時頃より般賑を極む、日暮里市場は平均六百名にして夜間繁昌し、中澁谷市場は平均五百名、瀧野川、西巢鴨の兩市場は平均三百名、午後二時後に來場者多し、寺島、下澁谷の兩市場は平均二百名にして、後者は午後三時より賑ふ、最後に、公設市場に反對意見を表せる人々の中には、茲にて取扱ふ品質は粗惡にして價格は不廉なりとの理由を數ふるの常にして、吾人も素より絕對にこれを否認するものにあらず、何となれば、市場は猶漸く試驗期より脫したるのみにして、これが完備は悉く驟にこれを求む可くもあらざれはなり、これに關しては責任ある當事者の發表を以てせむに、新宿市場にては野菜の販賣依然として不振の狀に在り、品川市場にては鹽干魚の成績擧らす、洋品雜貨及太物類は必すしも廉ならすとの苦情あり、瀧野川市場にては誤りて品質不良なる朝鮮米、東京米を搬入したること

あり、西巢鴨市場にて販賣する鹽干魚は品目及數量餘りに貧弱なるの概あり、最も成績の不良なるは下澁谷市場にして、茲にて醬油、味噌の販賣を擔當せるものが不誠實なりと非難喧し、勿論、改善を促しつゝあるも未だ好績を得るに至らず、又、鹽干魚の店舗は最も貧弱にして、これ亦改善するに至らすと云へり、これに反して寺島、日暮里の兩市場はその建築落成せるを見て、經營の永久的なるを信するに至り、これを喜ぶの色あり、後者の如きは、その隆々たらむとするの狀を望見して、附近小賣商人が虎視耽々として安むせず、動もすれは惡聲を放つて、その眞價を傷けむとしつゝありと、吾人は信す、かくて、公設市場は必すしも經濟上の遊戯にあらず、社會政策上の際物にあらざる可きことを。

（八月二十五日稿）

# 銀行手形引受制度及實行論（下）

三宅嘉十郎

## 三、日本銀行の提唱せる銀行引受手形

從來歐洲先進國に於て銀行引受手形を利用せる場合に就ては以上に說明せる所の如くなるが今回日本銀行の提唱し其の實行に努力しつゝある銀行引受手形は次の如きものなり。

A、貿易金融に於ける場合

イ、輸入の場合　輸入貿易に基く銀行引受手形の利用は前節第一の荷爲替手形の引受にして、從來輸入の場合に於ては其の大部分は外國輸出商の我が輸入商宛て振出したる手形にして、我が爲替銀行が之を買取りたる場合も銀行引受手形にあらざるを以て日本銀行に再割引を依賴するの外市場に賣出すこと能はず、爲替銀行は多くは其の期日迄手形を保藏せざるべからずして、從つて其の期間爲替銀行は巨額の資金を固定せざるべからざることゝなり、而かも外國貿易金融は多くは長期に亘るを以て爲替資金の缺乏より或は日本銀行より借入れ又は市中銀行よりコールを吸收せざるべからざるに至る。故に今後は平素我が輸入商と取引ある內地銀行が其の取引先に信用狀を發行し外國輸出商をして其の信用狀に基き內地銀行を支拂人とせる爲替手形を振出さしむることゝすれば、其の手形は支拂地たる我國に送られ支拂人たる銀行の引受を得れば之を買取りたる爲替銀行は何時にても市場に賣出し容易に資金を得ることゝなるべく貿易金融の疏通上多大の效果あるべしと云ふに在り。

ロ、輸出の場合　從來輸出の場合には爲替銀行は輸出商より手形を買取り直に荷物と共に仕向地に發送したるを以て、內地金利の支拂地の金利に比し低廉なる場合に於ても輸出商は低利なる內地資金を利用する能はず、支拂地の金利を見込みて建てらるゝ爲替相場に支配せられ結局高き金利に甘んせざるべからざる狀態に在り。故に內地金利の安き時は引受手形を利用し荷物の到達すべき日數と手形の郵送に要する日數との差に相當する間丈け內地の資金を利用せんとするものにして、即輸出商は貨物を輸出すると同時に其の得たる船積書類を爲替銀行に引渡し、之を見返りに手形の引受を求め之を他の市中銀行に賣却し、該手形の期日には更に從來通りの爲替手形を振出し爲替